

船穂町デイサービスセンター重要事項説明書
(指定通所介護)
(介護保険法に基づく総合事業の第1号通所事業)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定 介護保険事業所番号 3372700363)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護及び介護保険法に基づく総合事業の第1号通所事業（以下「第1号通所事業」と言います。）による通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※ 通所介護サービスは、原則として、要支援・要介護と認定された方及び近い将来、要支援・要介護状態になるおそれのある方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1	事業者	1
2	事業所の概要	1
3	事業実施地域及び営業時間	2
4	職員の配置状況	2
5	当事業所が提供する通所介護サービスと利用料金	3
6	苦情の受付	5
7	緊急時の対応	5
8	事故発生時の対応	5
9	秘密保持	6
10	非常災害対策	6
11	通所介護サービスご利用に当たっての留意事項	6
12	その他	6

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県倉敷市笹沖180番地 |
| (3) 電話番号 | 086-434-3301 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 中桐 泰 |
| (5) 設立年月日 | 昭和62年4月1日 |

2 事業所の概要

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所 | 平成12年4月1日指定 |
|------------|-----------|-------------|

- 指定第1号通所事業者 平成28年3月1日指定
- (2) 事業所の目的 介護保険法及び関係法令等の趣旨を遵守し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 船穂町デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市船穂町船穂 1861 番地 1
- (5) 電話番号 086-552-5200
- (6) 事業所長(管理者) 小野 利恵
- (7) 開設年月 平成12年4月1日
- (8) 利用定員 30人

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 12月31日から翌年の1月3日までを除く。
営業時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間	月～金 (要支援) 9時30分～15時45分 (要介護) (1) 9時20分～15時45分 (2) 9時20分～16時30分

※(1)は、利用時間が6～7時間未満、(2)は、利用時間が7～8時間未満

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※ 職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職種	配置職員数
1 事業所長(管理者)	1名
2 介護職員	4名以上
3 生活相談員	1名以上 (介護職員と兼務)
4 看護職員	1名以上 (機能訓練指導員と兼務)
5 機能訓練指導員	1名以上 (看護職員と兼務)
6 調理職員	1名以上

5 当事業所が提供する通所介護サービスと利用料金

(1) 介護保険の対象となる通所介護サービスと利用料金

ア 介護保険の対象となる通所介護サービス

- 送迎 ・ ご契約者のご自宅まで送迎します。
- 食事 ・ 当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を栄養士が提供します。
・ ご契約者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- 入浴介助 ・ 入浴の介助、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- 排せつ介助 ・ 排せつを介助します。
- 機能訓練 ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は機能の減退を防止するための訓練を行います。

イ 利用料金

〈第1号通所事業利用者（事業対象者・要支援1・2）〉

(1ヶ月ごとの定額制)

介護度	要支援1（週1回程度）	要支援2（週2回程度）
基本料金	17,980円	36,210円
サービス提供体制強化加算	720円	1,440円
科学的介護推進体制加算	400円	400円
合計金額	19,100円	38,050円

- (1) ご利用料金は、介護予防サービス計画の支給区分による1ヶ月ごとの定額制です。
- (2) ご利用料金は上記合計金額に介護職員処遇改善加算（Ⅳ）の加算率6.4%を乗じた額が加算された額となります。
- (3) 自己負担額は、利用料金に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額となります。
- (4) 介護保険制度の改正により給付額に変更があった場合は、ご契約者のご負担額が変更になります。
- (5) 実際に通所介護サービスを受けた日数が介護予防通所介護計画に定めた日数と異なる場合であっても、介護予防サービス計画の支給区分による利用料金をいただきます。

<通所介護利用者（要介護1～5）>

（1回：利用時間が6～7時間未満の場合）

介護度	基本料金	入浴料	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	合計金額
要介護1	5,840円	400円	180円	6,420円
要介護2	6,890円	400円	180円	7,470円
要介護3	7,960円	400円	180円	8,540円
要介護4	9,010円	400円	180円	9,590円
要介護5	10,080円	400円	180円	10,660円

（1回：利用時間が7～8時間未満の場合）

介護度	基本料金	入浴料	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	合計金額
要介護1	6,580円	400円	180円	7,160円
要介護2	7,770円	400円	180円	8,350円
要介護3	9,000円	400円	180円	9,580円
要介護4	10,230円	400円	180円	10,810円
要介護5	11,480円	400円	180円	12,060円

- （1）ご利用料金は、介護サービス計画の支給区分による1回ごとの額です。
- （2）ご利用料金は上記合計金額に科学的介護推進体制加算1月400円を加算した額に介護職員処遇改善加算（Ⅳ）の加算率6.4%を乗じた額が加算された額となります。
- （3）自己負担額は、ご利用料金に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額となります。
- （4）介護保険制度の改正により給付額に変更があった場合は、ご契約者のご負担額が変更となります。

ウ 償還払い

次の場合は、ご利用料金の全額をいったんお支払いいただいた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される「償還払い」となります。

- ・ご契約者が要介護認定申請後認定を受けるまでの間に通所介護サービスをご利用になった場合は「償還払い」となり、要介護認定後に払い戻しとなります。
- ・居宅サービス計画を作成することなく通所介護サービスをご利用になった場合も償還払いとなり、保険給付申請後に払い戻しとなります。また、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の対象とならない通所介護サービスと費用

次のサービスは、全額がご契約者のご負担となります。

ア 昼食・・・食材料費及び調理費として1回当たり650円をいただきます。

イ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実施地域を越えた地点から利用者のお住まいまでの送迎費用として、下記の料金をいただきます。

(ア) 送迎距離片道10キロメートル未満1回につき200円

(イ) 送迎距離片道10キロメートル以上1キロメートルにつき20円

ウ レクリエーション・クラブ活動

レクリエーションやクラブ活動に参加されたとき、材料代等の実費をご負担いただく場合があります。

エ 日常生活用品の提供

紙オムツ、マスクなど日常生活用品をご利用になる場合、ご契約者に実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)及び(2)のご利用料金及び費用は、1か月ごとに計算し、該当月の翌月上旬のサービス利用日に請求書によりご請求します。なお、お支払いについては、なるべく口座引落としてお願いします。

(4) 利用の中止・変更・追加

ア ご利用予定日前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更又は新たな通所介護サービスの利用を追加することができます。この場合には担当のケアマネージャーにご相談ください。

イ 通所介護サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

6 苦情の受付

(1) 当事業所の苦情の受付窓口

(苦情受付担当者) 小野 利恵 (管理者)

(電話番号) 086-552-5200

(受付時間) 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

(2) その他の苦情受付機関

○倉敷市役所 介護保険課

(住所) 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

(電話) 086-426-3343 8:30～17:15

(受付時間) 毎週月曜日～金曜日 (ただし、祝日及び12/29～1/3を除く)

○岡山県国民健康保険団体連合会

(住所) 岡山県岡山市北区桑田町 17 番 5 号
(電話) 086-223-8811 8:30~17:00
(受付時間)毎週月曜日~金曜日 (ただし、祝日及び 12/29~1/3 を除く)

7 緊急時の対応

- (1) 通所介護サービス提供中に、ご契約者の病状の急変等医療上緊急の必要性が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご契約者の主治医、救急隊、緊急時連絡先、担当の居宅介護支援事業者等へ連絡します。
- (2) 通所介護サービスご利用当日、健康状態がすぐれず通所介護サービスの提供が無理と判断される場合は、ご家族等関係者にご連絡のうえ、ご自宅等にお帰りいただく場合があります。

8 事故発生時の対応

- (1) 通所介護サービス提供中に事故が発生した場合は、ご契約者のご家族、担当の居宅介護支援事業者等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所の責により、ご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。

9 秘密保持

当事業所は、ご契約者について他の居宅介護支援事業所等と連携を図る必要があるなど正当な理由がある場合を除き、業務上知り得たご契約者やご家族などの情報を第三者に漏らしません。契約終了後及び当事業所の職員が職を退いた後も同様です。

10 非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年、避難訓練等を実施します。
- (2) 通所介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。

11 通所介護サービスご利用に当たっての留意事項

通所介護サービスを利用される方は、次の事項を遵守のうえ、職員の指示に従ってください。

- (1) デイサービスセンターの施設等を破損しないこと。
- (2) 敷地内では火気を使用しないこと（敷地内は全面禁煙）。
- (3) 危険物を持ち込まないこと、また、危険を伴う行為をしないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他施設の管理運営に支障が生じる行為をしないこと。

12 その他

- (1) 個人情報の取扱いについて

下記の写真、名前等の個人情報の掲示・掲載については、ご契約者の同意を得たうえで行うものとします。

ア デイサービスセンター内に掲示する場合

イ デイサービスだより等に掲載する場合

ウ デイサービスセンター外の施設に掲示したり、広報紙等に掲載する場合

(2) 送迎について

ア 送迎サービスの提供範囲は、ご契約者の身体的事情及びご自宅の環境等により決定しますが、原則としてご自宅の玄関の中までとします。

イ お迎えの時間は、文書または電話でご連絡します。また、当日のお迎えが 10 分以上遅れる場合は、その旨をご連絡します。

ウ 職員がお迎えに伺った際、準備ができていないため時間を要すると判断される場合は、改めてお迎えに伺う場合があります。

令和 年 月 日

指定通所介護及び介護保険法に基づく第 1 号通所事業の提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項と個人情報利用の説明を行いました。

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会
会長 中桐 泰
(説明者) 船穂町デイサービスセンター
氏名

私は、本書面に基ついで事業者から重要事項の説明を受けたことに同意するとともに、
指定通所介護及び介護保険法に基づく第 1 号通所事業の提供開始及び下記の私及び家族の
個人情報の取扱いについて同意いたします。

記

1 個人情報の使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるに当たって介護支援専門員と介護サービス事業者と
の間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況等を把
握するために必要な場合。
- (2) 介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 介護サービスの提供を受けている契約者が体調等を崩し又はけが等で病院へ行っ
た時に医師・看護師等が状況を把握するために必要な場合。

2 個人情報の使用条件

- (1) 個人情報については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に
当たっては関係者以外の者に漏洩することのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用したときに、個人情報利用の経過・内容等を記録すること。

契約者 (本人)

住所 倉敷市 _____

氏名 _____ (印)

(代筆者 続柄)

契約者家族

住所 _____

氏名 _____ (印)

(代筆者 続柄)